

千葉県こどもの居場所運営アドバイザーに関する要綱

(趣旨)

第1条 学校でも家庭でもない、子どもが気軽に立ち寄り、信頼できる大人が見守る中で異年齢の子どもと一緒に遊び、学べる場所（以下「こどもの居場所」という。）の円滑かつ適正な運営を支援するために千葉県こどもの居場所運営アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

(職務等)

第2条 アドバイザーは、こどもの居場所に関し、市長の要請に応じ専門的な立場から市、市民及び事業者（運営主体）に対して、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市に対して、情報提供や助言を行う業務
- (2) 運営主体に対して、情報提供や助言を行う業務
- (3) スタッフに対して、情報提供や助言を行う業務
- (4) その他こどもの居場所づくりに関して、専門家の助言を受けることが必要な業務

2 アドバイザーは、職務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(選出方法)

第3条 アドバイザーは次に掲げる者のうちから選出する。

- (1) 人格が高潔でありこどもの育成に深い理解と関心をもち、市政に協力できる者
- (2) こどもの居場所に関する専門的な知識または経験を持つ者

(依頼)

第4条 アドバイザーは、関係する機関や団体等から推薦を受けた者の中から市長が就任を依頼する。

(就任期間)

第5条 アドバイザーの就任期間は、1年とし、再任を妨げない。

2 市長は、アドバイザーが次の各号の一に該当する場合は、その任を解くことができる。

- (1) 辞任を申し出たとき
- (2) 職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき
- (3) その他アドバイザーとしてふさわしくないと市長が認めたとき

(報償)

第6条 市長は、アドバイザーに対し予算の範囲内において、報償費を支払うものとする。

ただし、1か月あたり10,000円を上限とする。

(補則)

第7条 この要綱の定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様式 1

年 月 日

千葉県こどもの居場所運営アドバイザー推薦書

(あて先) 千葉市長

推薦者 職・氏名

印

次の者は、千葉県こどもの居場所運営アドバイザーに関する要綱第 3 条に該当すると認めるので推薦します。

記

所属・役職等・氏名	
現住所	
生年月日	
実績	(専門分野・資格等) (研究・活動実績等)

様式2

年 月 日

千葉県こどもの居場所運営アドバイザー就任依頼書

学校法人千葉県学園
千葉県立大学
千葉 太郎 様

千葉市長 ○ ○ ○ ○

標記の件について、千葉県こどもの居場所運営アドバイザーにご就任いただきたく、ご承諾くださるようお願い申し上げます。

- 1 所属・職 千葉県立大学・講師
- 2 氏 名 千葉 太郎
- 3 就任期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 報償の額
- 5 職 務

- (1) こどもの居場所に係る計画、組織、安全管理、人材育成、関係機関・団体・学校との関係構築、来所者への対応、危機管理等に関する情報提供や助言を行う。
- (2) こどもの居場所を運営する事業者及びその従事者の職責・職務等に関する情報提供や助言を行う。
- (3) その他こどもの居場所づくりに関する相談に対し、専門的な立場から助言を行う。

様式3

年 月 日

(あて先) 千葉市長

千葉市立大学 講師
千葉 太郎 印

千葉市こどもの居場所運営アドバイザー就任承諾書

私は、頭書の職名のとおり千葉市こどもの居場所運営アドバイザーに就任することを承諾します。